

女川原子力発電所に関する住民説明会
(石巻会場)

日 時 令和2年8月8日(土曜日)

13:00～16:30

場 所 石巻市総合体育館

1. 開 会

○司会 ただいまより、女川原子力発電所に関する住民説明会を開催いたします。

2. 挨拶

○司会 はじめに、本日の主催でございます宮城県副知事佐野好昭よりご挨拶申し上げます。

○副知事 副知事の佐野でございます。

本日、皆様には大変お忙しい中、この住民説明会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。ございます。

女川原子力発電所につきましては、県では昭和59年度の1号機の営業運転開始の前から、地域の安心・安全のため、周辺の放射線モニタリングや環境中の放射性物質の測定などの環境監視、そして協定に基づく報告聴取や発電所への立ち入り調査を行いながら、東北電力に対し必要な要請を行ってきたところであります。

女川原子力発電所は、震災以降停止を継続しておりますが、東北電力では2号機の再稼働に向けて、平成25年12月、原子力規制委員会に原子炉設置変更許可を申請しました。その申請に対し、今年の2月26日に許可が出されましたが、国ではこれを受け、女川原子力発電所2号機の再稼働を進めることを決め、3月2日には本県に対し、その方針についての理解が求められたところでございます。

これを踏まえ、その判断の参考とするため、関係市町の首長、議員の皆様、そして多くの県民の皆様が国から説明を聞く機会を設けるため、8月1日から19日まで、県内7会場で県主催の説明会を開催させていただくことになりました。

本日、原子力規制庁からは2号機の新規制基準適合性審査の結果、内閣府からは原子力災害対応に係る国の方針や取組、資源エネルギー庁からはエネルギー政策、あるいは原子力政策の概要を説明していただきます。また、東北電力からは女川原子力発電所2号機の安全対策について説明をいただきます。本日は、ぜひ多くの皆様にその内容を知っていただき、考えるきっかけにしていいただければと思います。

質問時間も取ってございます。疑問な点があれば、ぜひ質問していただき、説明会が皆様にとって有意義なものとなることを願ひまして、簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○司会 続きまして、石巻市長亀山 紘様よりご挨拶を頂戴いたします。

○石巻市長 皆さん、こんにちは。石巻市長の亀山でございます。本日は、土曜日という大変お

忙しい中を、住民の皆様にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、女川原子力発電所に関する状況につきましては、ただいま佐野副知事からご説明があったとおりでございます。本日の住民説明会では、宮城県主催の下、原子力規制庁、内閣府及び資源エネルギー庁から女川原子力発電所2号機に係る審査の結果や原子力政策、原子力災害時における対応方針などについてご説明をいただくことになっております。女川原子力発電所に関する様々な説明を聞く貴重な機会でございますので、皆様の理解が深まるとともに、本日の説明会が有意義なものになることをご期待申し上げまして、簡単ではございますが私からの挨拶にさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

3. 説 明

(1) 東北電力株式会社女川原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の結果について

説明者

原子力規制庁原子力規制部審査グループ実用炉審査部門安全管理調査官 天野直樹

同グループ地震・津波審査部門安全規制調整官 小山田巧

○司会 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問をお受けいたします。ここでのご質問は、ただいまご説明いただいた内容に関連する事項についてのみとさせていただきます。質疑応答のお時間は30分間です。できるだけ多くの方にご発言いただくため、お一人1回につき1問、ご発言は1分程度におまとめくださいますようお願いいたします。なお、お時間の経過はメインスクリーンの右上に表示いたしますので、ご参照ください。

まずは、女川原子力発電所から概ね30キロ圏内にお住まいの方からのご質問を受け付けさせていただきます、その後、その他の地域の方も含めてご質問を受け付けます。なお、概ね30キロ圏内に該当する方は、今回の住民説明会のリーフレットが事前にご自宅に配付されている方になります。

マイクはスタッフがお届けいたしますので、お住まいの地区とお名前を述べてからご発言ください。マスクはつけたままでお願いいたします。

それでは、まずは30キロ圏内にお住まいの方で、ステージに向かいまして右側にお座りの方からご質問をお受けいたします。該当される方でご質問のある方は挙手をお願いいたします。それでは、ステージに向かって右側の前から3～4列目の中心に座っていらっしゃる、バイン

ダーをお持ちのワイシャツをお召しの男性の方、ただいまマイクをお持ちいたします。

○質問者 山下地区に住んでいますホシと申します。説明いただきありがとうございます。

端的に質問します。原発の安全性は最大関心事でございますので、福島原発を見ますと、大変な惨事になってしまいます。そういった意味で質問させていただきます。

原発施設の安全性の担保、最終判断は、規制委員会が持っているのでしょうか、政府でしょうか、電力会社でしょうか、それとも同意した自治体でしょうか。よろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。それでは、ご回答をお願いいたします。

○原子力規制庁（天野） ご質問ありがとうございます。

原子力規制委員会としては、原子炉等規制法に基づいて、原子力発電所の規制に必要な基準を設定し、これは最新知見も踏まえて常に設定して、発電所がその基準に適合しているかどうかを確認することが役割というふうに考えております。それぞれの立場で、それぞれ必要なことをしっかりやっていくということだと考えております。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございます。

それでは、今度は概ね30キロ圏内にお住まいの方で、ステージに向かいまして左側にお座りの方。それでは、前から2列目にお座りのベストをお召しの男性の方、ただいまマイクをお持ちいたします。地区とお名前を述べてからお願いいたします。

○質問者 前谷地のササキと申します。

圧力容器に水を張って熔融燃料を落として冷やすというのは、水蒸気爆発の可能性があると思いますけれども、これに関して非常に可能性が低いという言い方で了承したと思うんですけれども、これではやっぱり確率論的では、福島第一原発と同じような基準ではないでしょうか。

それから、海外では、ですからやっぱりコアキャッチャーを海外のように採用すべきだと思います。それから、爆発実験に関して、安全というのでしたら、やっぱりできましたら公開実験でも主導してやっていただいて、みんなが、説明ではなくて証明をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょう。

○司会 ありがとうございます。それでは、ご回答をお願いいたします。

○原子力規制庁（天野） ご質問ありがとうございました。

いくつかご質問いただきましたので、お答えをさせていただきますけれども、まずスライドの8ページをちょっと見ていただきたいんですけれども、先ほどご説明したように、確率論的には福島第一事故と同じ状況ではないかということですが、これは冒頭の説明と重複してしまいますけれども、この左にあるように、福島第一原子力発電所事故当時は、そもそも先

ほど言いましたように、複数の機器があれば、多重な機器が同時に壊れることはないという考えの下、重大事故の発生自体を想定した対策が十分できていなかったということでございます。こういった反省も踏まえて、新規基準では、これは先ほどご指摘いただいたような確率的リスク評価、あるいは原子炉内、格納容器内の物理現象、こういった様々な知見を、国内外の知見を様々に見まして、そもそも重大事故の発生を想定した上で格納容器が破損しないという基準を定めておまして、審査の中でもこの対策が十分かというのは、その時々最新の知見を踏まえて判断しているということでございます。

また、コアキャッチャーについてのご指摘がありましたけれども、これは規制の要求の仕方として、具体的な対策を基準として求めるというよりは、むしろ性能要求と言っていますけれども、今の例でいきますと、炉心が損傷して溶融した燃料がこの格納容器の下部に落ちたときに、その溶けた燃料とコンクリートが反応してコンクリートが侵食されるという事象に対してどういう対策を取るかという具体的な手段の話でございまして、コアキャッチャーを設ける場合もあれば、今回女川2号炉が採用したような、事前に水を張って落下した溶融燃料を受け止めて冷やしてやるということで、具体的にコンクリートと反応して侵食した場合でも、十分その格納容器の破損に至らないということを確認しているというものでございます。

あと、審査の中ではこういった知見を様々、水蒸気爆発についても実機の条件、実際の原子炉の条件あるいは試験で実施された条件などを考慮しまして、実機では水蒸気爆発の発生する可能性が極めて低いというふうに判断しております。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、次も概ね30キロ圏内に該当される方からご質問を頂戴いたします。それでは、続きましてはステージに向かって右側のお席にお座りの方で30キロ圏内の方いらっしゃいましたら、挙手をお願いいたします。それでは、右側の後ろのほうで手を挙げていらっしゃる方いらっしゃいますので、ご質問をお受けいたします。もう一度手を挙げていただいてもよろしいでしょうか。後方のお席に立っていらっしゃるワイシャツの男性の方でいらっしゃいますでしょうか。今マイクをお持ちいたします。

○質問者 石巻市蛇田から参りました、石巻の子供の安全と健康を守る会のアベリエと申します。

石巻が二度と被災地になりたくないという思いでここに参りました。ノーモア原発、原発は要りません。なぜならです、震災で石巻市民が学んだことです。それは、想定外があるということです。どんなに合格しても、想定外があるということなんです。資料8ページに新基準10個載っていますけれども、どんなに強化、新設しても、自然災害あるいは意図的にその上の

災害が必ずやってきます。必ずあるということを、石巻市民は学びました。ここまで合格したということでは、よくわかりました。しかし、これを上回ったときに、再び「想定外でしたので」ということになるのでしょうか。私たち石巻市民は、嫌です。想定外の危険が必ずある限り、いくら基準を高めても危険なものはあるだけで危険だということを申し上げます。

質問です。「少しでも拡散を抑える」では駄目なのです。ここにある10個の想定以外が来たときに、「駄目でした」で終わるのですか。以上です。

○司会 ありがとうございます。それでは、ご回答をお願いいたします。

○原子力規制庁（天野） ご質問ありがとうございます。

まず、8ページでご指摘いただいた今回の新規制基準ですけれども、ちょっとページが飛びますけれども、44ページをお開きいただければと思います。ちょっと先ほど冒頭の説明をさせていただいて、繰り返しになってしまいますけれども、そもそもこの、先ほどご説明したように、設計上の想定を十分やって、それに対する発生防止対策を講じたとしても、それを超えるような事象について想定外とせずという考え方の下、新規制基準ではここにありますような大規模な自然災害等が発生した場合に、そのような事態でも柔軟な対応ができるようにということで、こういった可搬型の設備を用いた対応を求めていますけれども、これに加えて、また8ページに戻りますけれども、まずは現在、本日もご説明したのはちょっと概要ということで、この10個の説明をさせていただきましたけれども、これ以外にも個別の設備あるいは手順の要求というのはございますけれども、重要なことは、我々その一旦新規制基準をつくったら、それで終わりということではなくて、常に最新の知見を見ていって、新しい知見があったらそれを基準に取り込む必要があるかどうかというのを常に把握して、必要であれば基準を改正した上で、先ほど言いましたように、一旦許可を受けて稼働した原発であってもそれを適用していくという、そういう取り組みを継続していくことが重要だと考えておりました、これは規制委員会まだ発足して8年ぐらいですけれども、既に新しい基準でつくったものでも、その後得られた知見によって、いくつかその、バックフィットと言っておりますけれども、具体的な対策を引き上げた例がございます。

いくつかご紹介すれば、一番最初、1相開放故障と言って電源の一部が壊れたような対策ですけれども、これについては2014年7月に早速取り入れて反映したりですとか、あるいはスライドの49ページですけれども、本日もちょっとご説明はしませんでしたけれども、こちらは、当時はフィルタベントを要求すればいいんだという規制委員会の考え方でしたけれども、49ページは、これは柏崎刈羽原子力発電所の審査の知見として新たに基準に取り込んだもの

ですけれども、フィルタベントを使う前に格納容器内の放射性物質を放出せずに格納容器の圧力・温度を下げられる代替循環冷却系というの、これも追加で要求しています。さらには、海外で起こった警報が発生しない津波であるとか、そういったものを常に監視して基準に適用していきまして、そういった取り組みを継続していくということが重要だと考えております。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、次も30キロ圏内にお住まいの方でご質問頂戴したいと思います。それでは、ステージに向かって左側の前から2列目通路寄りにお座りの、ブルーのチェックの半袖のシャツをお召しの男性の方、地区とお名前を述べてからお願いいたします。マスクはつけたままでお願いします。

○質問者 中里に住んでおりますアベカツヒコと申します。1分で1問ということなので、いろいろと質問したいことはあるんですけども、1点に絞ってお話を伺いたいと思います。

原子力委員会のことでございます。原子力委員会は、今回の災害を受けて独立委員会、それからやはりスタッフも強化する、立ち入り等も強化するというふうな改善、改革がなされたというふうに承知しております。ただ、私ども勉強会で、アメリカの原子力委員会のスタッフは、やはり桁が違うスタッフだというふうな認識しております。それから、あと原子力大国のフランスも、相当のやはり安全対策というものをなされておって、参考にすべきだと思うんですが、1点ですね、例えばフランスで行われていますように、原子力発電所のあるところの地域住民が、法律上定期的に、やはり専門スタッフ、電力会社のスタッフと話し合いをして、そこで住民側から、利用者側から出た参考になるもの、あるいはポイントというものを必ず義務的にその説明に応じなければならない、回答しなければならないというのがフランスの制度だというふうに理解しておりますが、この原子力委員会は、強化、独立という点では強化されたと思うんですが、やはりまだまだその諸外国と比べると不足だと思うんですが、特にその地域住民との定期的な会合、福島で行われて、その直後に事故が起こったということがあるんですけども、東北電力さんとしては、地域住民との定期的な話し合い、そしてそれに対し真摯なご回答というふうなシステムは用意されているのでしょうか、それともまだ検討中なのでしょうか。ちょっとお話を伺いたいと思います。

○司会 ありがとうございます。それでは、ご回答お願いいたします。

○原子力規制庁（天野） ご質問ありがとうございます。

ご指摘があったように、スタッフの数としてNRCに比べて十分なのかということですから

ども、事故の後、我々もなるべくその人を増やして、この規制を継続できるようにということ
で日々努力していきまして、一例を申し上げます、原子力安全基盤機構という、JNESと言っ
ていますが、こういった安全研究をやっている専門の職員を規制庁職員として採用したりです
とか、まだまだ十分ではないと言われるかもしれませんが、引き続きスタッフの数を増やす努
力は継続して行わなければいけないというふうに考えております。

また、地域住民の方とのお話がありましたけれども、これはさまざま国内いろいろな取り
組みが各地域で行われていると承知しておりますが、我々も今回ご説明の機会をいただきまし
たけれども、例えばこういった審査の結果が出たら、こういった場で説明を、依頼をいただい
ければ説明したり、あるいは、これも十分でないと言われるかもしれませんが、我々できるだけ
分かりやすく説明するというので、こういったスライド資料も、従来は規制委員会公開で会
議をやっていますが、こういった資料はつけてなかったんですけれども、なるべく分かりやす
くご説明するというので、こういった資料もつくったり、あとは許可を行う前には審査書に
対するご意見を伺ったりということで、そういった日々取り組みは引き続き努力をしていき
たいと思っています。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、ここからのお時間は全ての参加者の皆様からご質問をお受けしたいと思います。
恐れ入りますが、ご質問は1分以内でお願いいたします。

では、次はステージに向かいまして右手のお席にお座りの方で、全てのお客様からご質問を
お受けいたします。それでは、通路寄りの前から真ん中ぐらいでしょうかね、今資料を持ちあ
げて合図して下さっていらっしゃいます男性の方、地区とお名前を述べた上でお願いいたし
ます。

○質問者 仙台から来ましたシノハラです。どうも説明ありがとうございます。

スライドの7番を出してもらえますでしょうか。これは、福島第一原子力発電所事故におけ
る教訓ということですね。本当にあの福島原発の事故の事故原因と事故経過が検証されて、
教訓として生かされているのかというのが、私たちにとっては重大な関心事なんです。規制
委員会が求めた審査書に対するパブリックコメントでも、多くの方々が本当に福島原発事故の
教訓が生かされているのかという意見を出しまして、それに対して規制委員会は、国会事故調
とか政府事故調の報告書が出ていて、それがきちんと新規制基準に反映されているから大丈夫
なんだというふうなことを言っているんですけれどもね、例えばあのスライドの中に、6番に
水素漏えいと書いてあって、格納容器が破損と、破壊と書いてあるんですね。ところが、2号

機で一部格納容器が破壊されているというのは情報としてあるんですけども、他のところで圧力容器とか格納容器が破壊されたという情報はないんですね。果たして1号機、2号機、3号機、4号機と次々に水素爆発をしていったわけですけども、（「そろそろおまとめお願いいたします」の声あり）どういう経過でああいう事態が起こったかという検証が本当になされているのかというのが疑問なんです。

今新潟県の技術委員会で検証がなされていて、あそこにある圧力容器の上蓋と格納容器の上蓋ですね、あそこがフランジ部という、ちょっとね、真剣に質問しているんだから止めないでください。それで、あそこの燃料交換するためにフランジ部というのがあるんですよ、あそこのフランジ部がOリングというところでシール機能があって、埋め込みボルトでしっかりと力加えられて固定されているんですけども、どうもその新潟県の技術委員会で、その部分で普通は300度ぐらいの熱ということで想定されているんですけども、そのところが3,000度近くなって炉心溶融が起こって3,000度近くになって、その部分のシール機能が損なわれて、そこから大量の水素と放射能が噴出していったという、そういう事故経過が明らかになりつつあるんですね。そういうことについて、規制委員会はきちっと検証されたのか、その検証の結果、もしそういう事態があれば、（「そろそろお願いします」の声あり）それは構造的な、女川原発もそうなんですけれども、構造的な欠陥を抱えているということなんです。だから、そのことについてきちっと検証されて、その対策が取られているかどうか、そのことについて説明をいただきたいと思います。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○原子力規制庁（天野） ご質問ありがとうございます。

福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた基準として、ちゃんと審査しているのかというご指摘だと思いますけれども、こちらの今日ご説明したこの7ページのスライドでは、当時の状況としてこの津波で複数の機器が喪失し、さらに重大事故の対策も想定していなかったということで、最終的には炉心損傷で水素が発生ということで事態の経過をたどったわけですけども、新規制基準を策定する上で、こういった事態に対して、一つの原因で複数の安全機能が喪失しない様々なご説明したような自然現象の対策、あるいは重大事故が発生した場合を想定して設備と手順、あるいは有効性評価ということで確率論的安全評価によって得られた現在の知見でのその対策というのをやっておりますけれども、ここでとどまっていたはいけないということでございまして、先ほどご説明したように、やはり一つ一つ新しい知見が出たら、それを基準に反映して適用していくということが重要だということで、福島第一原子力発電所の事

故の検証についても、これは昨年から立ち上げておりますけれども、新たにこの事故の調査分析についての会合というのを立ち上げております。こういった取り組みで新たな知見が得られたら、それは当然基準に反映してまた適用するということでございますので、とにかくそういったことを継続的に改善していくということは重要と考えております。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

○質問者 ちょっと待ってください。ちょっとね、今の説明では納得できないから、もう1回再質問させてください。

○司会 では、手短に1問だけお願いいたします。

○質問者 昨年度からそういう検証委員会を求めて検証しているということがありましたけれども、その今私が説明した新潟県の技術委員会で今問題にされているようなことを、きちっと検証しているのかどうかと。それは構造的な欠陥なんですね、女川原発の構造的な欠陥なんですよ。それに対して何らかの対策も取らないで再稼働させるということはね、あってはならないことなんです。だから、その検証する委員会を立ち上げたんだったら、どういうことを検証していて、今言ったような事態がなかったのかどうかという検証結果はどうなっているのかと、それに対する対策はどうするのかということについてとちゃんと答えてくださいよ。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答ください。お願いいたします。

○原子力規制庁（天野） ご指摘ありがとうございます。

資料の38ページをちょっともう一度見ていただきたいんですけども、こちらは、ちょっとこれも繰り返しになりますが、まず炉心が損傷するという状態を想定した上で、格納容器が破損するその破損モードと言っておりますけれども、こうした物理現象というのは確率論的リスク評価等の知見によって既に分かっております、この過圧・過温破損ですとか、一番下の先ほどご説明した熔融炉心がコンクリートと反応してといったような、こういったことは分かっております。

それで、じゃあその福島第一原子力発電所事故で、こういった詳細なことが起きたのか、そこから基準に反映させることは何かということなんですけれども、少なくともこういう38ページでご説明しているような破損モードというのは、これは対策を講じなければいけない想定の大事故として、これは抽出して有効性評価を確認しています。

トップフランジからの放射性物質の放出の程度というのも、この福島第一原子力発電所事故の検証の項目に入っておりますけれども、例えばこれは非常用ディーゼル発電機が津波で損傷したときに、それが例えばその電気部が津波によってショートして機能を喪失したのか、ある

いは津波の波力によって故障したのか、そういう原因は様々あると思いますけれども、明らかにその津波で非常用発電機が機能喪失したというのは分かるというようなことで、当然その原因は可能な限り調べるんですけれども、そこから基準に反映すべき点が抽出されたら、それは基準を改正して全ての原子炉に適用するというところで、ちょっと重複するかもしれませんが、今分かっている確率論的リスク評価での破損モード、あるいは検証の結果得られた範囲でのその基準、こういうものは現在の段階では合理的なものだと考えておきまして、さらに新たな知見が得られれば、それは継続的に改善するというふうを考えております。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。（発言あり）

恐れ入ります、ご静粛をお願いいたします。

それでは、お時間が少なくなってまいりましたので、次が最後の質問とさせていただきます。それでは、ご質問のある方、次はステージに向かって左側からご質問をお受けしたいと思います。それでは、一番前の列にいらっしゃいます、縦のストライプのワイシャツをお召しのそちらの男性の方、お願いいたします。地区とお名前を最初にお願いします。

○質問者 仙台から参りましたハセガワといいます。

44ページのスライドに関して質問したいと思います。先ほど蛇田のアベさんからの質問とも関連するんですけれども、この故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに関する規制基準の中身は具体的に何なのか、この44ページのスライドが最も抽象的で、ほとんど中身がないと一緒なんじゃないかと思うんですね。2001年の9.11のときに、あの世界貿易センターを攻撃した一連のテロは、原子力発電所も標的にしていました。ですから、具体的に航空機がどれぐらいの速度だとか加速度でこの原子炉建屋に衝突した場合に、原子炉建屋はどれぐらいの速度までは耐えられるのか、そういうような具体的な検証をなさっているのかどうかですね。

それから、例えばミサイルが直接女川2号機を標的にしたような場合に、一体どういう形でそのミサイルに対して対応するのか。5つの送電経路があるわけですが、5つの送電回路全てが人為的に切断された場合にどうするのかですね。

それから、本日の説明の中で、集中豪雨についての記述が一言もありません。50年に一度、数十年に一度というような降水量があったときに、どれぐらいの降水量までこの施設が耐えられるのか、そういう具体的な検証はどうなっていたんでしょうか。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○原子力規制庁（天野） ご質問ありがとうございます。いくつかご質問いただきましたので、

順番にお答えしたいと思います。

まず、この44ページの大規模損壊と言っていますけれども、これがちょっと抽象的で具体的な想定ですね、航空機の衝突とかそういったものが示されていないのではないかとということですけれども、このそもそもテロ対策でございますので、どういった航空機の衝突とか、どういふふうに対応するかというその詳細については、これテロ対策という性格上、防護上の機密情報を含みますので、これは説明は具体的にはこのテロリストを利することになるということで公開はできないんですけれども、実際にどういった考えでやっているかというのは、これは今日ご説明させていただきましたし、公開の審査会合でもこの大規模な損壊の対応の審査についてどういうことをやっているのかというのは、公開でまずやっております。

それから、ミサイルについてのご質問がございましたけれども、これはテロというよりは武力攻撃でございますので、これは別途その武力攻撃事態対処法であるとか、国民保護法という法律の枠組みに基づいて対応するというところでございます。

それから、5つの送電線が破壊されたときに電気が来なくなるのではないかとのご指摘だったんですけれども、そもそも外部電源というのは安全設計において、その外部電源が来なかったとしても十分発電所の所内で対応できるようにということで、本日も説明した非常用発電機がまず備えられていますけれども、それが十分7日間連続して運転できるようにだとか、さらにそれが、非常用電源が使えなかった場合でも、全交流電源喪失を想定して代替のガスタービン発電機あるいは電源車等を準備しておくということでございます。

それから、豪雨についてのご指摘がございましたけれども、これは自然現象に対する備えというのは、これは福島第一原子力発電所の事故の教訓としても、今日は地震・津波を中心に説明させていただきましたけれども、過去の記録に基づくのみでなくて、それぞれの自然現象の特性を踏まえた評価を行って、かつ自然現象の組み合わせについても、その影響に対して安全機能が損なわれないということを行っております。そういった想定をした上で、例えば発電所内に降雨があった場合に、これは排水路を設けておりますけれども、その設定した自然現象に対して余裕を持って排水できるということも確認しております。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、お時間が回っておりますので、今回の質疑応答は終了いたします。たくさんのご意見、ご質問ありがとうございます。

(休憩)

(2) 女川地域における原子力防災の取組と国の支援体制

説明者 内閣府原子力防災地域原子力防災推進官 橋場芳文

○司会 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問をお受けいたします。ここでのご質問は、ただいまご説明いただいた内容に関連する事項についてのみとさせていただきます。質疑応答のお時間は30分間です。できるだけ多くの方にご発言いただくため、お一人1回につき1問、ご発言は1分程度におまとめくださいますようお願いいたします。なお、お時間の経過はメインスクリーンの右上に表示いたしますので、ご参照ください。

まずは、女川原子力発電所から概ね30キロ圏内にお住まいの方からのご質問を受け付けさせていただきます。その後、その他の地域の方も含めてご質問を受け付けさせていただきます。マイクはスタッフがお届けいたしますので、お住まいの地区、お名前を述べてからご発言ください。マスクはつけたままでお願いいたします。

それでは、まずはステージに向かいまして左側にお座りの30キロ圏内にお住まいの方からご質問をお受けしたいと思います。それでは、前から4列目の通路寄りにお座りの、白のシャツにネイビーのジャケットをお召しの男性の方。では、地区名、お名前を述べてからお願いいたします。

○質問者 山下に住んでいますキクチと申します。

私は、国とか県が一番なすべきことは、国民の健康と命を守ることだ、それに尽きると思うんですね。私は最近、コロナの感染の問題で、国がやっていることに非常に疑問を感じます。今回のこの説明会ですら、国は東京から出ないようにとっていて、地元はこれは延期したほうがいいって言っているにもかかわらず、こうやって無理してやっている。本当に私おかしいと思うんですよ。そういう点では、本当に国民の健康と命を守る、これを本当に大事に考えているのかどうか。原発の問題でもしかり。本当に国民の健康と命を守るって視点があるのかどうか。

時間がないので避難計画のことだけ話しますと、宮城県が4,800万円のお金を使って阻害要因調査をした。そして、内閣府はこれを認めたわけでしょう。でも、これっていくら今聞いていても、机の上のことですよ、本当にこんなことできるのかと思います。30キロ圏内に住んでいる私は、例えば屋内退避、被ばくしますよ、シェルターないから。20万人が一斉に

逃げましょう、（「そろそろおまとめお願いいたします」の声あり）それだって県の調査では3日か4日かかる。そんなことは本当にできるのかどうか。さっき取ってつけたようにコロナの問題話しましたけどね、コロナの問題というのはそもそも最初なかった問題が起きた問題ですよ。仙台だって、市議会で、これだけこれからコロナの問題と関わったら受け入れられないっていう声すら、もう1回この結果をやり直すべきだと、国民の本当に命と健康を守る、そのためにはやっぱり女川原発は再稼働してはだめだと。私たちは、原子力発電所とは共存できません。生きていく上で原発そのものが阻害要因です。以上。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○内閣府（橋場） ご質問ありがとうございます。

まず、コロナの対策、今回の住民説明会開催するに当たりましてコロナ対策ということで、私どもの組織といたしましても、コロナ対策ということで時差通勤ですとか、あとはテレワーク、それから机においてもこういったアクリル板みたいのを置いて対策を行っているとともに、この今回の住民説明会の開催におきましても、宮城県のほうで十分な対策ということで、我々も皆様方との動線を交差しないようにするとか、あとは検温とか体調の質問等を受けて、コロナ対策万全を期しているということで、我々もこの会に参加することにしております。（「PCR検査はしてきたんですか」の声あり）PCR検査はしておりません。

先ほど出ました阻害要因調査の件でございますけれども、こちらは県が実施しました調査でございますけれども、その前提としまして、課題を抽出するという目的で、例えばそのUPZの住民の方が100%自主避難をしてしまうというような設定をすると、5日ぐらいその避難に実施がかかってしまうというような結果になっておりまして、そういう意味では、その課題を抽出するために、かなり保守的といいますか、その厳しい設定条件でやっている。その課題を抽出した後に、今後いろんなその改善策とか見直し策を考えて対応していくということでございますので、我々も今後、その県が行うような、毎年行っているような訓練等を通じまして、その課題の解決に向けた取り組みを、各地元の自治体の方々とともに一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございます。

それでは、続いてはステージに向かって右手方向のお席にお座りの30キロ圏内にお住まいの方からご質問お受けいたします。それでは、前から5列目の真ん中あたりにお座りのシャツをお召しの男性の方、今マイクをお持ちいたします。

○質問者 山下地区に住んでいますホシと申します。簡単に質問させていただきます。

UPZ地域、5キロから30キロメートルの範囲の中には、石巻圏域の方々は20万人住んでいます。今の避難計画から分かったのは、完全に被ばく前提の計画だということです。よくこういった計画を承認されましたね。東北の国民を、国民の命を軽んじていませんか。びっくりしました。今のこういう二段階方式で、一旦自宅に入って7日間マックスいろと言っても、これは完全に被ばくですよ。問題は被ばくの量ですが、原子力規制委員会の平成30年10月の公表では、30キロメートルの根拠としまして、7日間被ばく線量100ミリシーベルトが目安です。100ミリシーベルトと申しますのは、労働安全衛生法の放射線技師の被ばく限度、5年間の100ミリシーベルト、または女性は非常にデリケートですから、被ばくの限度は（「そろそろおまとめお願いいたします」の声あり）3か月で5ミリシーベルト、そういったものなんですね。すみませんが、この計画では、分かったというのは全く分かりませんね。これは、石巻市民のトップである市長もしくは県知事は、再稼働を停止するのか、もしくは一人も被ばくがしないような方法を考えなければだめだと思います。見解を伺います。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○内閣府（橋場） ただいまのご質問ありがとうございます。

その二段階避難が被ばくを前提としているというようなご指摘でございますけれども、もともUPZの方が屋内退避をしていただくという考え方は、このIAEAの国際基準にも参照しているものでございますし、さらには福島事故のときのデータ等も参照しつつ、このOILの基準を決めているということでございまして、決してその被ばくを前提としたもの、特にその健康影響を前提としたものではございません。

特にPAZ、5キロ圏内におきましては、その距離による減衰効果といいますか、特に5キロ圏内は距離が遠くなるほどその放射線影響が避けられるということでございますので、まずは即時避難をしていただくと。5キロ以上の方は、屋内退避をすることによって、そのプルームが通過するのを待って、プルームが一時的なその雨等で地表に沈着して、それが再浮遊したりするようなケースもございますので、そういった場合はそのモニタリングによって基準以上を超える場合は、その超えた地域だけの方が一時移転をしていただくということで、それ以外の超えない地域の方は、むしろ屋内退避をしていただくほうが、無用な被ばくを避けることもできるという考え方に基づいているものでございます。したがって、こういった考え方も福島事故以降新たな指針という形でお示しして、全国的にもそのやり方というのを適用しているわけでございまして、今後ともご理解のほどいただければと思います。よろしくお願いたします。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございます。

では、続いてはステージに向かって左側のお席の30キロ圏内の方、では2列目のこちらの通路寄りにお座りの、青のストライプのシャツをお召しの男性の方、地区とお名前を述べてからお願いいたします。

○質問者 石巻のコンドウと申します。

女川原発が運転を開始されてから36年が経過しています。当然、事故時の避難計画ができていて当たり前はずです。本来なら避難計画について議論している場合ではないと思います。先ほどの説明の53ページにありましたけど、避難計画の整備に完璧や終わりではなく、今後も訓練等を通じて国と関係自治体が一体になって継続的に避難計画の充実・強化に努めていくと言っている場合ではないんです。30年以上経っているのに、どうして実効性のある避難計画が今までできなかったんですか。それがまずおかしいことです。

私たち地元、私もそうですけれども、地元の市民団体が原子力防災訓練の想定放射能を住民の避難が必要なレベルまで引き上げなさいや、実際の住民の避難訓練を行いなさいと要望してきたのは、もともとの避難計画が実行性がなかったからです。今回の避難訓練において、宮城県や石巻市が今までの防災計画についてどのような反省をして今回の避難計画に活かしていったのか、ぜひ知りたいところです。

また、原発が運転しているか、停止しているかにかかわらず、原発敷地内には（「そろそろおまとめお願いいたします」の声あり）使用済核燃料が現在約2,700体貯蔵されている。その冷却、使用済核燃料貯蔵プールから冷却水が漏れ、重大事故につながるおそれもあります。ですから、原発の再稼働の前に避難計画をきちんとつくらなきゃいけないというんじゃ、今現に重大事故のおそれがあるんです。避難計画をこれから充実させようというような話はおかしいと思います。はい。

もう一つだけ。震災前は、女川のオフサイトセンターの横に宮城県原子力センターがありました。原発の運転状況を監視し、事故に備えている県の出先機関でした。ところが、現在原子力センターは仙台に移されています。名前は環境放射線監視センターになっていますが、県の出先が地元じゃなくて、緊急時の対応が迅速にできるんですか。それもおかしいことだと思います。43ページに、はい、最後です。44ページに備蓄拠点がありますけれども、ほとんど30キロ圏内にありながら、1つだけ宮城県環境放射線監視センターが仙台にあるということ、これはどういうことなんですか。ぜひ女川の地元になくちゃいけないと思います。以上です。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○内閣府（橋場） ご質問ありがとうございます。

いくつかいただいた中で、1つずつお答えしたいんですけども、まず避難計画、稼働後ですか、避難計画がようやくできるのかという話なんですけれども、当然地元の自治体のほうが作成している避難計画というのは以前からできていまして、それに対して国が関与する形で、あの福島事故以降、国が関与する形でつくっていくというのが、この緊急時対応になるわけですので、確かにそれが今般ようやく作成に至ったということですので、これも国が関与するという考え方、地域協議会という組織体をつくった上で緊急時対応を取りまとめるという考え方、これが平成27年からスタートしておりまして、それ以降作業部会を26回開催しまして、ようやく今般緊急時対応を取りまとめるに至ったわけですので。したがって国が関与しながら、今後はさらなるその実効性の向上に向けた取り組みを進めていければというふうに考えております。

それから、先ほどご指摘のありましたように、使用済燃料がある以上は、当然原発が稼働、再稼働にかかわらず、こういったその防災、原子力防災の取り組みというのは常に必要なわけですので、再稼働にかかわらず、この原子力防災の取り組みを引き続き強化、拡充していきたいというふうに思っております。

それから、オフサイトセンターのご指摘ございましたけれども、震災前は女川町の町なかにごございました、あのオフサイトセンターでございますけれども、津波で流されたと（「オフサイトセンターじゃなくて原子力センター、宮城県原子力センターのことをお話ししました」の声あり）原子力センターのほうですか。原子力センターの件と、あと備蓄拠点の件は、ちょっと担当の者に説明させます。

○内閣府（藪本） お答えをします。

県の原子力センターですけども、昔女川町にありまして、今は仙台市にありますけれども、この拠点というのはどこにあらうと、国と県と自治体と一体となって、オフサイトセンターにおいて現地では活動することになっております。オフサイトセンターで国も副大臣が本部長ということになっておりまして、そこで意思決定をして、仙台にあるそのセンターと一緒に一体となって協力する仕組みになってございますので、現時点においては問題ないと我々は考えております。（「オフサイトセンターに県の職員がいるんですか」の声あり）

お答えします。まず、オフサイトセンターというのは県の建物でございます。この県の建物で、我々国でも原子力規制庁とか、内閣府もそうですけれども、防災専門官とか検査官が常駐しております。そこで、もし万が一事故が起こった場合には、彼らがまず初動対応を行うこと

になります。この初動対応を行うことによって、まず国、「県の職員がいるかどうかだけ教えてください」の声ありその後、副大臣がこちらに来て、宮城県及び関係市町からもオフサイトセンターに集まって一体となって活動すると、そういう仕組みになってございます。

（「じゃあ、今いるんですね、実際、オフサイトセンターに県の職員が常駐しているんですね」の声あり）繰り返しますと、オフサイトセンターというのは国の職員が常駐しております。そこで初動対応を行います。その初動対応を行った上で、宮城県及び関係市町、国の職員とともに一体となって行動することになってございます。（「わかりました、いいです、いいです、はい、打ち切り打ちきり。次移ってください」の声あり）

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございます。

それでは、続いてはステージに向かって右手のお席にお座りの方で30キロ圏内にお住まいの方、ご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。それでは、後ろのほうのお席の通路側にお座りの、水色のシャツをお召しの男性の方ですね、今スタッフがマイクをお持ちいたします。

○質問者 大橋に住んでいますオノデラといいます。

規制庁の方の説明を聞いて、相変わらず安全神話に取りつかれているなど、めまいがしました。ただいま内閣府の方に、避難の計画について説明ありましたけれども、これも聞いて本当にめまいをしております。

1つだけ具体的な問題で質問します。感染症流行下での防護措置なんですけれども、これはコロナというふうには書いてないんですね。ですから感染症、コロナばっかしではありません。コロナに関して言えば、例えば重症者が入院していると、それを医師や大勢の看護師さんが診ていると、そういう人たちは、この場合どういう避難をするのか、どういう状態になるのか具体的に説明ください。

最後に1点です、10ページ、内閣府の10ページの左側、原子力災害対策本部を首相官邸にという地図がありますが、これ残念ながら宮城県が切れているんですね。些細なことですが、私たちにとってはちょっと間の抜けた資料じゃないかということを指摘しておきます。以上です。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○内閣府（藪本） まず、感染症についてですけれども、説明したスライドに、基本的にはコロナウイルスを想定して、一般的な感染症ということで書いてございます。この感染症においても、流行の度合いとかにより対応は様々ですが、基本的に我々として4つの分類で整理してございまして、まず感染者、濃厚接触者、感染の疑いがある者、それ以外の者と整理してござい

ます。

今の質問にあった感染者ということでございますけれども、これは仮定の質問になるのかなかなか答えづらいですけれども、仮に感染者がいた場合というのは、その感染の度合いとか、その感染者が今どういう状況なのか、一方で原子力災害により、周りがどういう状況なのか、我々は感染症の担当部局とも協議をして、基本的にはこの2つの災害が起こった場合については、可能な限り両立させるようにしましょうと。可能な限り両立させるというのは、基本的には人の命を守るということで、どちらがよりリスクが高いのかと。もちろん感染症で入院していて、管とか何かつながっている場合については、もちろんそれを外すことによるほうが生命のリスクというのが高いという場合においては、これはむしろ原子力災害の対策よりも感染症の対策を優先するという、要するに病院から移動させないとか、などということが考えられます。これらについては、仮定のことで申し訳ないんですけれども、感染症の流行下の状況、あと原子力災害の状況に応じて、両本部が連携をしつつ適切な対応を取ってまいりたいと考えてございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございます。

それでは、ここからは全ての参加者の皆様からのご質問をお受けいたします。恐れ入りますが、ご質問は1分以内でお願いいたします。では、ステージに向かって左側のお席の方からご質問をお受けいたします。それでは、ちょうど真ん中あたりにお座りの女性の黄色の服をお召しの女性の方、手を挙げていらっしゃいますね。お住まいの地区とお名前をおっしゃってからお願いいたします。

○質問者 涌谷町から参りましたワタナベと申します。先ほど質問ができなくて残念でした。

今回ですね、今の方と似ているんですが、コロナ感染の中で、私福祉施設とか介護施設に勤めておりますが、介護の現場では、なかなか認知症の方を含め、マスクをしていてくださいとお話ししても、通常の私たちでさえ息苦しいもので、それをずっとしているということは難しい、そういう方たちも含めて移動すると、避難をするといった場合に、通常の人よりも何倍かの手が必要と。その中で、車でとかの移動の避難の際に、1つの車の中でどうやって感染対策をするのと、全部シートを垂らすのと、そういうことは現実的に私はちょっと考えられない、かなり考えられなくて、今通常の生活をしているだけでも感染対策が大変なのにといいところで、その辺の、今内閣府の方が説明された中で、どういうふうな想定をされて、きちんとしたそういうふうな安全対策をできるのかと。しかも、症状がない方、後で感染が分かった場合、もろクラスターだと思うんですけれども、そういう中でどこまでの想定をされているの

かをご質問させていただきます。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○内閣府（藪本） 感染症について質問がありましたけれども、基本的に内閣府としては大きく4つの分類で考えてございます。1つ目が感染者、2つ目が濃厚接触者、3つ目が感染の疑いがある者、感染の疑いがある者というのは、いわゆる37.5度あるとか、あとは自己申告というのを含みます。あと、残りはその他、要するに元気な方です。基本的には、これら4つの分類がありますけれども、内閣府としては、一般防災、自然災害部局もそうなんですけれども、一般防災においても基本的には例えば車両で移動する場合には、なるべくなら同じ車両に乗らないでほしい、避難先についてもなるべくなら分けてほしいというふうなことを言っています。一方で、避難先というのは、潤沢にあるわけでもございませんので、例えばどうしても1つの避難所にならなきゃいけないような状況があった場合には、なるべくなら個室を用意してください。個室が用意できない状況だったら、パーティションで仕切ってください。それでも困難な場合には、人と人の距離の確保を保ってください。車両の確保の状況、あとは避難所の確保の状況等を踏まえ、総合的な判断でやっていきたいと考えてございます。

今涌谷町からの質問でしたけれども、基本的に涌谷町はUPZでございます。UPZというのは、原子力災害においては即時避難ではなくて、放射性プルームが通過し沈着した際に、放射線量が高い場合には避難となります。それについては、「よろしいです、私は全体的なことでお聞きしたので」の声あり）基本的には避難退域時検査または避難所の開設状況等を踏まえながら、一時移転、避難指示等の指示を出し、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○質問者 それでは、1台にお二人だけの例えば車両で、そういう方は搬送するというのでしょうか。例えば濃厚接触者の方とか、症状があつてわかる方はそういうことできるかもしれませんが、分かった場合は車両を増やすという形で考えるということでしょうか。

○内閣府（藪本） 先ほどと同じような回答になって申し訳ないのですが、基本的に災害時においては、現に確保している車両と、現に確保している避難先、これらをいかに効率的に感染症との両立を図りながら対応していくか、可能な限りやっていくかということでございます。

○質問者 はい、わかりました。じゃあ命がまず大切と、感染はその後と、はい、ということですね。両方を見れば、そういうふうなこともあり得ると。

○内閣府（藪本） 繰り返しますけれども、感染症の流行下においては、感染症及び原子力災害

両方の両立を図りながら、それぞれの防止対策を図っていくという、そういう整理をしております。

○質問者 現実的だと思っておりますか。

○司会 恐れ入ります、お時間もございますので、次の質問に移らせていただきます。

○質問者 わかりました。

○司会 それでは、続いてステージに向かって右手のお席にお座りの方でご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。それでは、一番後ろのあたりのお席にお座りの、今紙を持ち上げて合図を送っていらっしゃる方。

○質問者 10ページの図についてお伺いしたいんですけども。

○司会 恐れ入ります、お名前とお住まいをお願いいたします。

○質問者 すみません、仙台のサトウと申します。

10ページの図なんですけれども、住民への情報伝達体制というのが書かれているんですけども、異常をどうやってキャッチして、それをどうやって本部に届けるのか。なぜかという、東北電力さんは、福島原発事故後に機器の検査をかなりしないのをしてたという、うその報告を出されていたという事実がございます。そういう意味では、もし何かあっても本当にすぐにそれを公表してくださるのか、届けてくださるのか、そこは本当に不安、信用ができない部分でとても不安です。

それから、福島原発事故後の福島県で小児の甲状腺検査を実施しているというのは皆さんご存じかと思うんですけども、今年の3月の報告ですけれども、事故当時18歳以下の子供たちにがんの発生、がんの疑いが241人、がんと確定した人が195人おられます。それで、国は全くこれは放射線、ICRPの報告等々並べて、甲状腺と放射能被ばくとの関係は認められないという報告を出しておりますけれども、宮城県でも丸森町でやはり甲状腺がんが発生しております、これ小児のですね。小児甲状腺がんというのは非常に珍しいと事故前までは言われてました。私たちは、もう既に福島原発事故で被ばくしているんです。ですから、福島事故よりももっと少ない放射能でこういう症状が出るということが推測されますので、ここの質問としては、どうやってその事故というか何か異常があったとき、どうやってキャッチするのか、そこら辺が全く分かりませんのでお教えてください。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○内閣府（藪本） 質問が2つあったと思いますが、1つ目の質問、事故の情報をどういうふうにするかということでございますけれども、冒頭説明したように、いわゆるEALという

基準がございます。これは、発電所の状況がどのようになったかというのは、それぞれEALの区分によって詳しく決められてございまして、それに基づいて判断をするという、その判断というのは国から地方自治体、県とか市町に対して、こういうときになったらこうしてくださいよ、こういうときになったら避難してくださいよというのを的確に伝えるという、そういう仕組みを用意してございます。

2つ目の小児甲状腺がんなどに関する質問ですけれども、まず安定ヨウ素剤について説明します。安定ヨウ素剤というのは、基本的には放射性ヨウ素というのを防ぐために事前に飲んでいただくと、これによって一定程度の放射性ヨウ素というのは防ぐことができます。これで甲状腺がんを防ぐ効果も一定程度は確認ができます。では実際にその後のケアというのはどうするのかと申し上げますと、基本的には実際に原子力災害が起こった場合には、国とか県が相談窓口を設置します。そこで対応を適切にしていくという、そういう整理をしてございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございます。

それでは、お時間少なくなってきましたので、このお時間のご質問はあとお一人とさせていただきます。それでは、ご質問のある方。それでは、中央のあたりの通路寄りにお座りの女性の方いらっしゃいますでしょうか、はい。今マイクをお持ちいたします。

○質問者 須江から来ましたアイザワと申します。

避難の計画についてはわかりました。石巻は大崎に逃げるということですよ。逃げた後のその後はどうなるんですか、私たち。そこでずっと住むことになるのか、それとも戻る、その放射線がなくなるまで福島のように戻れないのか。現実にはそういうことを考えなくちゃならなくなってきましたよね。だったら、そのこれから説明あると思いますけど、再生エネルギーのほうに今国も考えていますから、そっちのほうに考えてほしいなと思います。ただ、今回はその避難のその先の見通しが見えていないので、その避難した後のことも考えて質問しました。お願いします。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答お願いいたします。

○内閣府（藪本） 原子力災害が起こった後、避難した後の今後についてですけれども、我々フェーズ1、フェーズ2と言っていて、基本的に避難後のことはいわゆるフェーズ2という整理をしてございます。このフェーズ2においては、原子力災害対策マニュアルというのを作成していて、そこでどんな対応を行っていくかというのを書いてございます。

実際に戻れるのかどうかということについてでございますが、放射性物質がそこに、住んでいるところに、沈着をし、そこに住み続けると今後の生活に影響が出るといわれるところにつ

いて一時移転ないしは避難していただくことになるのですが、その後、その場所に除染を行います。除染後に、そこに戻って生活することに影響ないと判断すれば、もちろんそこで避難指示区域を解除して戻ることになるのですけれども、そうできない場合については、それは政府として適切な対応を行っていくと、そういう整理をしてございます。

○質問者 すみません、適切とかね、そういうことではなくて、正しく答えてほしいと思います。

○内閣府（藪本） 仮定の質問なので、なかなかお答えできないのですけれども、基本的にはケース・バイ・ケースというふうになりますので、例えば除染をして線量が下がれば、そこは戻れることになりまして、除染しても線量が高い状況ならば、それは一概に答えは言えないです。例えば、別の区域に住んでいただくことになるなど、いろいろなことが考えられます。

○質問者 わかってます。福島の中で、福島のことですっかりわかってます。だから聞くんです。

○内閣府（藪本） 繰り返しますが、いわゆるフェーズ2というのは、一時移転していただいて、線量が下がったらもちろん戻れることも考えられます。それについては、地元の自治体とか県とかと相談をしながら、そういった今後の対応についてはその都度判断をしていくと、そういう整理になるかと思えます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、お時間も回っておりますので、このお時間の質疑応答を終了いたします。たくさんのご意見、ご質問ありがとうございました。

（休 憩）

（3）我が国のエネルギー政策について

説明者 資源エネルギー庁原子力立地政策室企画官 森 大輔

（4）女川原子力発電所の安全対策

説明者 東北電力株式会社取締役副社長副社長執行役員 増子次郎

○司会 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問をお受けいたします。ここでのご質問は、ただいまご説明いただいた内容に関連する事項についてのみとさせていただきます。質疑応答のお時間は15分間です。できるだけ多くの方にご発言いただくため、またお時間が短いので、お一人1回につき1問、ご発言は1分程度におまとめくださいますようお願いいたします。

す。なお、お時間の経過はメインスクリーン右上に表示いたしますので、ご参照願います。

まずは、女川原子力発電所から概ね30キロ圏内にお住まいの方からのご質問を受け付けさせていただきます。その後、その他の地域の方も含めてご質問を受け付けます。マイクはスタッフがお届けいたします。初めに「資源エネルギー庁」「東北電力」どちらへの質問かをお伝えいただきまして、地区とお名前を述べてからご発言ください。マスクはつけたままでお願いいたします。

それでは、30キロ圏内にお住まいの方でご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは、ステージに向かって左側のブロックの後方にいらっしゃる方で手を挙げている方いますね。それでは、今スタッフがマイクをお持ちいたします。どちらにお答えいただきたいご質問でしょうか。

○質問者 資源エネルギー庁の方と、電力も関係するかな。

○司会 はい、では地区とお名前をお願いいたします。

○質問者 石巻開北のカガと申します。

1つは、原発が福島事故がありましたけれども、女川原発は福島の原発のああいう事故ありましたけど、次は女川だと言われてますよね、非常に危険な巨大地震と巨大津波の常襲地帯と、こういう状況の中で、そういう私たちここに住んでいると。そういう地域に原発を立地させていいのかと、そういう根本的な疑問を持つわけなんです、その認識はどういうふうに考えているかお尋ねしたいと思います。

さらに、規制委員会では、適合審査というのは安全審査でないかということでありましたけれども、そして適合審査に合格したからといって、原発の安全性、原発は安全だとは言えないと、こういう発言がありましたけれども、東北電力のほうでは、結局事故があると、東北電力そのものも私は破産をせざるを得ない、東京電力と同じようなはめになってくる。こういう私は心配するんですね。この間、5月の新聞見て、再生可能エネルギー、これが私たち使っている東北電力管内では77.5%がその再生エネルギーでもうやっている。そして、その他に申し込んでいるそういう再生エネルギーのやつがもう900万キロワットくらいあると。十分に原発に頼らなくても電気があるのに、なぜ原発の事故というリスクを選択するのか、私たちは疑問でならない。ましてや、核燃料サイクルがもんじゅをはじめとしてもう行き詰っている。大変なお金をかけて行き詰っている。そういう状況の中で、やっぱり安全なエネルギーに大きく転換させると、こういうことが今本当に問われている。県民の世論調査見てくださいよ、6〜7割の人たちは再稼働について反対してますよ、反対してます。そういう住民の声をなぜ受

け止めないのか、私は疑問でならない。やはり決断をして、原発から再生可能エネルギーに大きく転換すべきであるということを訴えたいと思います。以上です。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○資源エネルギー庁（森） 資源エネルギー庁でございます。

まず、徹底した省エネも含めまして、再生可能エネルギーの最大限の導入に取り組んでいく、また原発依存度を可能な限り低減する、これは先ほどご説明の中でも申し上げたとおり、政府の一貫した方針でございます。その一方で、資源の乏しい我々日本にとりましては、原子力は安全確保を大前提とした上で、安定的かつ安価な電気の供給、気候変動問題への対応、海外依存度への対応、こういったものを考えた場合に、責任あるエネルギー政策を実行するために欠かすことができないものだというふうに考えております。

その上で、冒頭なぜ女川で原子力発電所を設置、運転するのかということでございますが、これは規制庁の説明の中でもありましたとおり、福島第一原子力発電所の事故以降、推進をつかさどる資源エネルギー庁、経済産業省とは切り離しまして、独立性の高い原子力規制委員会が科学的、技術的に審査をする。その上で、その原子力規制委員会の基準適合が認められた場合には、その判断を尊重し、再稼働を進めるという方針でやらせていただいているところでございます。以上です。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございます。

それでは、30キロ圏内にお住まいの方でご質問ある方、いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。（「もう一度お願いします」の声あり）

かしこまりました、それでは手短にお願いたします。

○質問者 まあそれぞれ努力をされてるんでしょうけれども、ただ私たちにするとね、例えば女川で原発が福島のような事故があったとき、誰が責任を取るんですか。皆さん説明している人が、ちゃんと責任を取るんですか。県の知事や市長も、そういう責任を取るんですか。そういう私は現実があると思うんです。それを踏まえて答えてもらいたいと思いますね。全くそういう何か実感が聞いていると湧かない、そんな感じです。以上です。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○資源エネルギー庁（森） 事故が起こった場合に責任はどうするのかというご質問だというふうに思います。万が一事故が起きた場合には、まず政府といたしましては国民の生命、身体、財産を守ること、これは重大な責務だというふうに考えております。原子力災害対策特別措置法など関係法令がございますので、これに基づいて災害対応に責任を持って政府として対応す

るということでございます。

一方で、事業者につきましては、これは原子力発電所の運転主体でございますので、稼働を行うかどうかの判断も含めて、また炉を安全に運転をするという責任を有しているというふうに思っております。したがって、万が一事故が起きた場合には、事業者は事業者として迅速に事故収束に当たる責任を有する、このように政府、事業者ともに政策を推進する責任及び万が一の事故におけます国民の生命、身体、財産を守る責任、炉を安全に運転する責任など、それぞれの立場でそれぞれの責任を有してございまして、その責任を全うすべく全力で対応することが求められるというふうに認識をしております。

○東北電力株式会社（増子） 東北電力からよろしいでしょうか。

先ほど、経営への影響という話も出ましたし、今の責任の関係もちょっと回答させていただきたいと思います。

新規制基準適合性審査への対応に加えまして、私どもとしては継続的、自主的に安全性向上対策に取り組むことで、事故のリスクの低減に取り組んでいくこととしております。しかしながら、万が一事故を起こした場合、おっしゃるように私どもの経営に甚大な被害を及ぼすこととなりますけれども、今資源エネルギー庁さんのお話もございましたけれども、原子力損害賠償に関する法律であるとか、原子力損害賠償廃炉等支援機構法で定められた制度に基づきまして、迅速かつ適切な損害賠償に取り組むことで事業者の責任を全うしてまいりたいというふうに思っております。

また、やはり原子力の安全に関しましては、一義的な責任は私ども事業者にあるというふうに私は考えております。ということで、安全対策には終わりはないという確固たる信念の下、安全確保に向け不断の努力を積み重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございました。

それでは、残り10分を切っておりますので、この後のお時間は、本日まだご質問をされていらっしゃる方からお受けしたいと思っております。全てのお客様で、本日まだご質問をされていらっしゃる方、ご質問がある方どうぞ挙手をお願いいたします。それでは、ステージに向かって左側の前から2列目のグレーのジャケットをお召しの男性の方、今マイクをお持ちいたします。どちらにお答えいただきたいでしょうか。

○質問者 2点電力さん、あとはエネ庁へ1つ。東北電力にお尋ねしたいのは、「失礼します、地区とお名前をお願いいたします」の声あり）河南地区の鹿又に住んでいるハラノブオと申します。

電力は、規制委員会の適合審査に合格した直後に、安全工事2年延長を発表されました。これは、内部的にどのような位置づけをしているかは分かりませんが、社会的には対外的には大変大きな衝撃がありました。避難計画を、私は特に裁判も起こしながら頑張っている者ですが、裁判所の裁判長も、東北電力が2年安全工事延長したんだから、県のほうはこの不備な避難計画は、この2年の延長の間にきちっと整備するのかというような質問を県当局に投げかけると。県当局は、いやいや、不断に見直しということで、この電力の2年延長とは関係ないという話をしております、その頃までは裁判長もこっちに軍配上げそうだったけれども、最後のほうでとんでもないへりくつをつけて私どもが負けてしましまして、このままじゃいけないので今控訴審をやっておりますが、そういう影響が及ぼすような社会的な問題も発生した。

それで、もう1つは、この再稼働2年延長ということについて、実態としてどう考えておられるのか、どの程度のことを考えておられるのか。早く動かせれば動かしたいという思いもあるのでしょうか、その辺のこともちょっとお聞きしておきたいと思います。

○司会 よろしいでしょうか。（「はい、あとは省略」の声あり）ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○東北電力株式会社（増子） 工程の延長の件でございますけれども、工事完了時期というのは、審査の対応状況であるとか、審査の過程で得られた知見、評価ですね、これを設計を反映するわけですが、その反映状況、それから実際に今工事をやっておりますので、工事の進捗状況など、こういった様々な要因を総合的に勘案して判断する必要があるということで、そういったことで判断してまいりました。

それで、適合性審査の過程で得られた知見、評価ですね、これを反映した結果、追加変更が必要となった工事といたしましては、地下水位の低下設備の信頼性向上工事、こういったこととか、あと竜巻防護ネットの設置工事ですね、この改良、こういったものがございます。これらの工事は、女川2号機のこの海水ポンプエリアとあって、非常にこの狭いところで実施するという必要がございます、同じエリアでいろんな工事があるものですから、いろんな工事との干渉、同時に進めることができないということから、安全の確保を大前提に工程を調整した結果、2020年に……。

○質問者 副社長、はい、どうも、ご丁寧にありますありがとうございます。私がお聞きしたのは、適合審査直後にそういう発表をされて、社会的にも大きな問題になった、そのことについてどう認識されているのかということで、その中身、工事の中身については新聞報道などで承知しておりますので、どういう関係なのか、どういう意向であったのか、そのところをお示しいただき

たい。

もう1つ、せっかくだからついでに。（「手短にお願いします」の声あり）東北電力の問題といたしまして、電力にお聞きしたいのは、今福島電力の問題で、東京の東京電力の3人に対する裁判が行われております。あの東京電力の幹部3人の裁判における態度について、東北電力の幹部としてどのような評価をしておられるか、どう見ておられるのかお答えいただきたいと思います。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○東北電力株式会社（増子） 先ほども申しましたように、工事工程というのはある審査の状況とかを勘案しながら検討する必要があります。ということで、2月26日に原子炉設置変更許可を受けたものですから、よりこの安全対策工事の全体工程を詳細に見通せる時期に来たといったことで、そこでいろいろ検討を重ねた結果、2年ほど工程を延ばすということ判断させていただいたという結果でございます。

それからまた、訴訟の件がお話出てきましたんですけども、それについてはちょっとコメントは差し控えたいと思っております。申し訳ありません、よろしく申し上げます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございます。

それでは、全てのお客様から引き続きご質問をお受けしたいと思っております。ご質問のある方、まだご質問されていらっしゃらない方をお願いいたします。それでは、まだご質問されていらっしゃらない方ですね。前から3列目の通路寄りにお座りでいらっしゃいます、水色の半袖のシャツの男性の方。どちらにお答えいただきたいご質問でしょうか。

○質問者 東北電力さんに。（「地区とお名前をお願いいたします」の声あり）泉町のタマカワといいます。

今日初めから聞いてまして、私みたいな素人が聞いていると頭が混乱してくるんですけども、原子力規制庁は、原発は安全だと。内閣府は、いや、事故が起きるかもしれないから防災計画をやるんだと。それから、今の電力は、また安全だと、最後に万が一云々というふうに述べてあるんですけども、単純明快にお答えしていただきたい。私の頭の上に放射性物質が散るような事故は、女川原発で起きる可能性はあるんですか、ないんですか。あるかないかで教えてください。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○東北電力株式会社（金澤） どうもご質問ありがとうございます。

あるかないかという、ある可能性はあるということでございます。なぜかという、我々

非常に福島事故で反省してございます。福島事故の前は、我々事故を起こさないという対策にばかり我々注力してました。福島の事故を反省しまして、事故が起こる可能性はあるんだということで、先ほどもご説明しましたが、事故が起こった後、いかに放射能を外に出さないような対策をするかということをお我々真剣に考えてございます。その結果、やはり様々な今回も事故を起こさない対策、これもしております、様々。それでも事故を起こして放射能が出る可能性があるということで、先ほども説明しましたが、格納容器フィルタベント、こういったものをつけながら、いかにしてその放射能の影響をなくすかということを一生涯懸命考えてございます。こういった努力は、今我々ここにとどまらず、これからもしていきたいと思っています。そういった意味で、我々真剣に福島の事故を反省してやっております。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございます。

それでは、お時間少なくなってきました。このお時間のご質問はあとお一人とさせていただきます。本日まだご質問されていらっしゃる方、ちょうどカメラの、ステージに向かって左手あたりで手を挙げていらっしゃる方いらっしゃいますね。紺色のようなお洋服を着ていらっしゃる男性の方でしょうか。今マイクをお持ちいたします。どちらにお答えいただきたいご質問でしょうか。

○質問者 東北電力さん。（「地区とお名前をお願いいたします」の声あり）ちょっと東北電力さんにお聞きしたいんですが、3ページにある……新橋のタカハシとあります。3ページにある、この前の3. 1 1で女川原発は安全だったというふうに書いてますね。しかし、私の聞いた範囲では、電源が4か所のうち1回目で3か所なくなると、それから2回目は4月の地震で、別のときにまた4か所のうち3か所がなくなると、危機一髪であったというふうに聞いているんですよ。それから、13メートルのこの津波の、この前はそれで何とか安全だったということなんですけれども、それをさらに今回は上げたんでしょう。結局上げたということは、危なかったということの証明なんじゃないですか。したがって、そういうふうな電力さんの話というのは、あんまりあてにならない。ちなみに、政府の避難対策は、これは極端に言えばでたらめじゃないかと。あの政府の避難対策に従って私ら逃げたら、命が危ないですよ、逆に。はい。したがって、原発はないほうが我々の命は守られるということで、じゃあやめます。

○司会 ありがとうございます。では、ご回答をお願いいたします。

○東北電力株式会社（金澤） どうも質問ありがとうございます。

ただいま3. 1 1、それからその後の4月7日の地震で、外部電源が一部壊れて危なかったんじゃないかというご質問かと思えます。確かに、先ほど3ページでご説明しているように、

女川には外部電源5回線ございます。そのうちの4回線が災害によりまして電気が来なくなって、1回線しかなかった。これは事実でございます。ただ、発電所内には非常用ディーゼル発電機という電気を起こす装置があります。こういった装置が一部2台ほど使えないものがありましたけれども、その他は動いていましたので、バックアップ機能が確実にありました。そういったことで、万が一電源が全部なくなった、外部電源が全部なかったとしても、ディーゼル発電で補うことができたという状況でございます。

それから、津波につきましても、今の評価からすると13メートルというのはちょっと低かったんじゃないか、今までの評価は低くて、おかしかったんじゃないかというご質問です。これにつきましても、我々常に最新のいろいろな評価指標を使いまして検討しています。その中で、当初は本当に最初につくるときには、確かに想定津波を3メートルぐらいに考えてございました。ただ、これも我々はここの地区は非常に津波の影響もあるということも考え、海拔14.8メートルまで敷地高さを上げたという経緯があります。その後も様々な貞観の津波、こういったものも検討しながら、どんどん津波高さを評価しながら、それでも敷地高さを超えないという震災前は評価してございました。結果として、今回の津波高さは敷地を超えなかったということでございます。ただ、今回の3.11の津波を勘案しまして、さらにもっと余裕を持った評価をしまして、23.1メートルの津波が来るというふうに評価しているところでございます。今後ともこういった評価を続けてまいりたいと思っております。以上でございます。

○司会 ご質問、ご回答ありがとうございます。

○質問者（聞き取れず）ということは認めるわけですか。

○司会 それでは、お時間回っておりますので質疑応答を終了いたします。たくさんのご意見、ご質問ありがとうございました。

4. 閉 会